

立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）の公布による。

立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第39号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(設備、備品等)	(設備及び備品等)
第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
2及び3 ……略……	2及び3 ……略……
4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を受けた上で、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすこと

をもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所)をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらは施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)の事業を行う者(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」)と置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が公用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、公用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と公用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する公用型指定介護事業者)と

をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらは施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)の事業を行う者(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」)と置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が公用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、公用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と公用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する公用型指定介護事業者)と

う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第 1 項において同じ。) の数を合計した数について、第 71 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2

……略……

(利用定員等)

第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定居宅介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 24 項に規定する介護支援をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第 1 項において同じ。)の数を合計した数について、第 71 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2

(利用定員等)

第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地城密着型介護老人福祉施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定居宅介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。第 79 条において同じ。)、指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 24 項に規定する介護支援をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第 1 項において同じ。)の数を合計した数について、第 71 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2

……略……

護保険施設をいう。第 79 条において同じ。) 岩しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。) の運営（第 44 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」といふ。) について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 16 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（立川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」といふ。）第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

い。

(事故発生時の対応)

第 37 条

……略……

2 及び 3

……略……

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第 7 条第 4 項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に連じた必要な措置を講じなければならない。

(従業者の員数等)

護保険施設をいう。第 79 条において同じ。) 岩しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。) の運営（第 44 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」といふ。) について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 16 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」といふ。）第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 37 条

……略……

2 及び 3

……略……

(従業者の員数等)

第44条

第44条

2～5

……略……

……略……

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予 防小規模多機能 型居宅介護事業 所に中欄に掲げ る施設等のいざ れかが併設され ている場合	指定認知症対応型 共同生活介護事業 所、指定地域密着型 特定施設、指定 地域密着型介護老人 福祉施設又は指 定介護療養型医療施 設（医療法（昭和 23年法律第205号）第 7条第2項 第4号に規定する療 養病床を有する 診療所であるものに限 る。）	看護師又は 准看護師
当該指定介護予 防小規模多機能 型居宅介護事業 所の同一敷地内 に中欄に掲げる 施設等のいざ れがある場合	当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 のいざれかが併設されている場合の 中欄に掲げる施設等、指定居宅 サービスの事業を行なう事業所、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所、指定認知症対応型通所介護 事業所、指定介護老人福祉施設又は 介護老人保健施設	

2～5

……略……

……略……

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいざれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかるわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつ

7 第1項の規定にかかるわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつ

て、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対しても直接の支援を行うもの（以下「本体事業者」との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる職員により当該サテライト型訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護事業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとときは、1人以上とすることができます。

8 第1項の規定にかかるわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を置かなければなりません。

9略.....

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介

て、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護事業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとときは、1人以上とすることができます。

8 第1項の規定にかかるわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において宿直勤務を行なう介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行なう介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を置かなければなりません。

9略.....

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介

護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 18 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び第 67 条第 3 号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13

……略……

（管理者）

第 45 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項各号の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 47 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及

護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 18 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び第 67 条第 3 号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第 6 項各号に掲げる施設等の職務に従事する

……略……

（管理者）

第 45 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 47 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及

間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定期第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらのこととができます。

2. ……略……

3. 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その登録定員(登録者)の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事

び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準を定める規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらのこととができます。

……略……

3. 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その登録定員(登録者)の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事

業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる範圍内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の100分の50から15人(登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) ……略……

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる範圍内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の100分の50から15人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

(2) ……略……

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 57 条に規定する重要な事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、「介護予防認知症対応型居宅介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第 66 条

……略……

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行_うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3～5

……略……

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 67 条

……略……

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1)

……略……

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第 33 条各号に掲げる具

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条及び第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、「介護予防認知症対応型居宅介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第 66 条

……略……

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行_うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

……略……

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 67 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

……略……

(1) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第 33 条各号に掲げる具

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条及び第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、「介護予防認知症対応型居宅介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第 66 条

……略……

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行_うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

……略……

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 67 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

……略……

(1) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第 33 条各号に掲げる具

<p>る具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準条例第34条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) ……略……</p>	<p>第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p> <p>その他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p>	<p>2～7 ……略……</p>	<p>（準用）</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と</p>
<p>体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) ……略……</p>	<p>第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p>	<p>2～7 ……略……</p>	<p>（準用）</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と</p>

所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護従業者」と、第56条及び第59条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同條中「指定介護能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防認知症対応型共同生活介護機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

あるいは「介護従業者」と、第26条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第56条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

